

村山市夢応援奨学金事業実施要綱

(目的)

第1条 村山市の学ぶ意欲と能力がある子どもたちが、経済的理由により高等学校及び大学等への進学や就学を断念することなく、安心して勉学に励むことができるよう、進学及び就学が困難な者に対して修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を給付し、次世代の村山市を支える人材の育成に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 村山市（以下「市」という。）は、この要綱のほか村山市夢応援奨学金事業募集要項に定めるところにより、奨学金の給付の実施の責任を負う。

(奨学金の種類)

第3条 奨学金の種類は次の2種類とする。

- (1) 高等学校（学校教育法に定める高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校（高等部）及び高等専門学校に限る。以下、「高等学校等」という。）へ進学する年に、進学に要した費用の一部を支援する「**高校生夢応援奨学金**」。
- (2) 大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等に限る。以下「大学等」という。）へ進学する年に、進学に要した費用の一部を支援する「**大学生等夢応援奨学金**」。

(受給者及び受給資格)

第4条 **高校生夢応援奨学金**の受給者は、高等学校等に進学した生徒の保護者で、受給資格は次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校等に進学した生徒及びその保護者が、基準日（申請する年の4月1日。以下「基準日」という。）の1年以前より本市の住民基本台帳に記録され、本市に居住していること。
- (2) 生徒が勤勉であること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯もしくは、前年度の市民税が非課税の世帯であること。

2 **大学生等夢応援奨学金**の受給者は、大学等に進学した学生で、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 大学等に進学した学生及びその保護者が、基準日の2年以前より本市の住民基本台帳に記録され、本市に居住していること。
- (2) 勤勉であること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯もしくは、直近過去3カ年の内、2カ年以上において市民税が非課税の世帯であること。

(4) 日本学生支援機構による給付型奨学金の奨学生であること。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、次のとおりとする。

(1) 高校生夢応援奨学金 年額150,000円

(2) 大学生等夢応援奨学金 年額400,000円

(奨学金の給付回数)

第6条 奨学金の給付回数は、進学年度の1回とする。

(奨学金の申請)

第7条 希望者は、別に定める様式により必要な書類を添えて、市に申請しなければならない。

(申請期限)

第8条 奨学金の申請期限は次のとおりとする。

高校生夢応援奨学金

高等学校等へ進学した年の4月30日

大学生等夢応援奨学金

大学等へ進学する前年の11月30日

(給付の決定)

第9条 市は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項を審査し、次に定める日まで給付を内定もしくは決定する。

高校生夢応援奨学金の決定

高等学校等へ進学した年の5月31日

大学生等夢応援奨学金の内定

大学等へ進学する前年の12月28日

大学生等夢応援奨学金の決定

大学等へ進学した年の6月25日

(給付の時期)

第10条 奨学金は7月31日まで給付する。

(奨学金の給付の取り消し)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の決定を取り消す。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 奨学金の給付を辞退したとき。

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(4) その他受給者として適当でないと認めるとき。

(奨学金の返還)

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給した奨学金の総額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により奨学金を受給したとき。
- (2) その他受給者として適当でないと認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は平成28年6月13日から施行する。

平成29年5月15日、一部改正

平成30年3月1日、一部改正

令和元年10月1日、一部改正